

「いじめ・不登校・発達障害等相談」のお知らせ

「いじめ・不登校・発達障害等相談」では、不登校や発達障害等、特別な配慮を必要とする児童生徒について相談者の必要に応じた教育相談を実施し、児童生徒の学習や生活を支援しています。児童生徒や保護者、教職員の皆様が抱えるお悩みについて、一緒に考えます。お困りのことがありましたら、ぜひ御活用ください。

児童生徒のことで悩んでいませんか？



「子どもたちのために、もっといい支援はないかな……？」

電話による相談
(オンラインも可能)



対面による相談
(場所：県教育センター)



いじめや不登校で悩んでいる児童生徒、生活や学習場面で困りごとのある児童生徒について、相談者の必要に応じた教育相談を実施しています。児童生徒や保護者、学校・教職員の皆様が抱えるお悩みについて、一緒に考えます。

まずは電話で御相談ください 長崎県教育センター（特別支援教育研修班） 0957-53-1130



こんなこともできます！



授業観察や面談を通じた
支援・助言



学校との情報共有
ケース会議における助言



過去の発達検査の結果を
基にした支援の検討

※教育センターでは
発達検査は実施しません。



専門機関への相談
公認心理師等への相談



※相談には、管理職と保護者の了承が必要です。

※学校を訪問して行う相談は、**しま地区5市町（対馬市、壱岐市、五島市、小値賀町及び新上五島町）**からも、**随時**申し込めるようになりました。ただし、11月末までにお申し込みください。

実施要項・各種様式は、長崎県庁 Web サイト 教育センターWeb ページで

